

96年の江戸幕府による渡航禁止は鬱陵島だけでなく竹島も含むとするもの、1877年に明治政府が出た「竹島外一島は本邦に關係なし」とした指令で竹島は日本領から除外されたとするもの、1905年の竹島の日本領土編入の際に

島根県竹島問題研究顧問 藤井 賢二



島根県竹島問題研究顧問 藤井 賢二

談論

▷▷357

共有すべきは国内の認識

い韓国の主張を同等に扱うして竹島問題をどう見る顛のはおかしい。百歩譲つて日本の認識を「あいまい」としても韓国には認識自体がほとんど存在しない。この竹島認識の「相殺論」は日本の主張の根拠に疑問を抱かせて世論をミスリードして、国領と認識していかなかったしかし、そもそも竹島は朝鮮の領土ではなかつたのであるから、竹島の日本領土編入は侵略ではない。当時の大韓帝国政府は竹島を自己に同調する言説がある。

要請した。これに対応して、誌記事などである。東京新聞とソウル新聞の年末の年次報道によれば、共同世論調査によれば、伝達された書簡では韓国の一派は「竹島問題の解決には」と領有権を明確に否定しており、竹島は対日講和条約において日本が放棄する島から除外されたのである。

一部には、このラスク書の回答は「國際司法裁判所で決着」が47%、「双方が妥

ふじい・けんじ 兵庫県
姫路市立姫路高校教諭。島
根県吉賀町出身。専門は近
現代日朝・日韓関係史。島
根県第3期竹島問題研究会
委員、島根県竹島問題研究
顧問。

昨年8月の李明博韓國大統領の竹島上陸以後、初めての「竹島の日」(2月22日)が近づいてきた。竹島問題への日本国内の関心は高まりを見せており、竹島問題を解説する出反物うなぎを「松島」と呼んでいた竹島を「竹島」と名付けたよう

しかし、これら日本側主張に対する疑問はすべて、の古文献にある干山島と竹島が韓国領であることの証拠にはならない。そして、きなくなっている韓国を助古地図等で竹島が鮮明に記録されている日本と、竹島についての明確な記録のない。その結果、竹島を朝鮮の日本領土編入は1910年の日韓併合によって日本の

ため、日本への抗議はできたのにしなかったというのが実相である。一方で、韓国側主張に同調する論者たちは、現在の日本の領土を最終決定した1951年調印のサンフランシスコ平和条約について、は、無視、軽視、あるいは誤解を繰り返す。同年7月、「竹島共有論」への誘導で、前年の対米交渉に失敗したとして見逃せないのが、そのため1952年の李承晩ライン宣言で一方的に主権を「韓國が譲歩」は7%にす
簡における歴史認識の当否協して共同統治が37%で
を問うために、1905年「韓國が譲歩」は7%にす
前後の竹島をめぐる状況のぎなかつたという。
しかし日本が共有すべきは竹島ではない。日本国内の竹島問題への認識こそ、共有すべきである。竹島は、
の主張に、結果的に同調するものである。